

記載例及び注意事項

事前確認書（手続実施結果報告書）（注¹）

令和●年●月●日

近畿経産株式会社

取締役会御中

確認者の名称 税理士法人〇〇 税理士 近畿 花子

本確認書に係る担当者氏名：近畿 太郎

担当者電話番号：06-6966-60××

私は、**近畿経産株式会社**（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する設備投資計画の確認申請書（以下「申請書」という。）及びこれに添付された「基準への適合状況」（以下「基準への適合状況」という。）について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、会社が中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する設備投資計画の確認申請を行うために作成した「申請書」及び「基準への適合状況」に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものである。

手続の目的（注¹）

私は、「申請書」及び「基準への適合状況」に関して、本報告書の利用者が手続の実施結果を以下（1）～（6）の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- （1）設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的（「申請書」2で記載する事項）及び事業者の

（注¹） 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「その他の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A9項及びA10項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。ただし、この場合においても「手続の目的」区分はこのままの記載とする。

事業の改善に資することの説明（「申請書」4で記載する事項）に照らして整合しているかについて確かめること。

- (2) 事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」4で記載する事項）が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかについて確かめること。
- (3) 「設備投資の内容」に記載された内容（「申請書」5で記載する内容）が、会社において承認された設備投資計画及び見積書等の根拠資料に照らして整合しているかについて確かめること。
- (4) 「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」5で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかについて確かめること。
- (5) 投資利益率並びに簡易CF（営業利益＋減価償却費）の各年度及び年平均の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いて算定されているかについて確かめること。
- (6) 「本件設備投資による効果」の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかについて確かめること。

実施した手続（注²）（注³）

（「申請書」－申請要件及び基礎となる設備投資計画関連）

1. 設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）が、「申請書」2及び4に記載したとおり、中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、経営力向上に特に資する」ものとして必要十分な設備であるかについて、会社の**代表取締役 大阪 一郎 氏**に質問した。（*）
2. 設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、「金額」について「数量」に「単価」を乗じて計算調べを行った。さらに、「金額」の合計について計算調べを行った。（*）

（注²）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、認定申請を行う事業者による「投資計画」及び「基準への適合状況」の数値の捕捉・集計の実情に応じて、必要な手続を例示している。

なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（*）を付している。

（注³）各手続において示されている書類（例えば、「電力料削減金額算定表」）は減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた名称を記載する。

3. 設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、「設備の名称」「型式」「数量」「単価」「金額」について、会社から「申請書」に添付提出するものとして提示された**設備投資計画**（以下「設備投資計画」という。）の記載内容と合致するかについて確かめた。さらに、「設備投資計画」に会社の代表者又はそれに代わる者の押印があるかについて確かめた。（*）
4. 設備投資の内容（「申請書」5で記載する事項）のうち、設備別の「金額」について、当該設備に関連するため、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示された見積書を集計して突合し、両者が合致するかについて確かめた。（*）

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

5. 「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」5で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかについて確かめた。（*）
6. 投資利益率並びに簡易CFの各年度及び年平均の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）について、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いて計算調べを行った。
7. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、「**7番以降は「投資計画」及び「基準への適合状況」の数値の捕捉・集計の実情に応じて、適宜改変してください。**
8. 「電力料削減金額算定表」の「電力削減見込量」について、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量を比較して計算調べを行った。（*）

これを前提として、以下の手続を実施した。

- （1）「電力料削減金額算定表」の「電力削減見込量」に「電力料金額」を乗じて、各年度の電力量の削減金額の計算調べを行った。さらに、各年度の電力料削減見込量について、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量を比較して計算調べを行った。（*）
- （2）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「電力削減量算定資料」と合致しているかについて確かめた。
- （3）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、「電力料金額」について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとし

て会社から提示を受けた「〇〇年〇〇月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録と合致しているかについて確かめた。（＊）

9. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、各年度の仕損費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「仕損費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかについて確かめた。（＊）

10. 「仕損費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想仕損費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去 2 年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される仕損費発生額を比較して各年度の仕損費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

(1) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の仕損費削減金額について、新規設備の予想仕損費発生額と既存設備について算定した仕損費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

(2) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備仕損費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

(3) 「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備仕損費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

11. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、各年度の修繕費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「修繕費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかについて確かめた。（＊）

12. 「修繕費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想修繕費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去 2 年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される修繕費発生額を比較して、各年度の修繕費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

(1) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の修繕費の削減金額について、新規設備の予想修繕費発生額と既存設備について算定した修繕費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

(2) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出する

ものとして会社から提示を受けた「新規設備修繕費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

(3) 「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備修繕費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

手続の実施結果

「申請書」に記載された内容について、確認欄にチェックを行った点の確認を実施した。

（「申請書」－申請要件及び基礎となる設備投資計画関連）

- ☑ 上記の手続1. について、会社の**代表取締役 大阪 一郎 氏**から、「申請書」に対象とする設備が、「申請書」2及び4に記載したとおり、中小企業等第3項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、経営力向上に特に資する」ものであり、必要な十分な設備である旨の回答を得た。
- ☑ 上記の手続2. について、計算調べを行った結果、計算結果は「申請書」に記載された設備投資の内容の「金額」及び「金額」の合計と合致した。
- ☑ 上記の手続3. について、「申請書」と「設備投資計画」を突合した結果、「設備の名称」「型式」「数量」「単価」「金額」の記載内容は合致した。また、提示された「設備投資計画」に**代表取締役 大阪 一郎 氏**の押印が記載されていた。
- ☑ 上記の手続4. について、会社から提示された見積書を集計して「申請書」と突合した結果、設備別の金額は合致した。

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

- ☑ 上記の手続5. について、「設備投資の内容」と「基準への適合状況」を突合した結果、「設備投資の内容」に記載された金額は「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合した。
- ☑ 上記の手続6. について「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに簡易CFの各年度及び年平均の金額は、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いた計算結果と合致した。
- ☑ 上記の手続7. について、「基準への適合状況」と「電力料削減金額算定表」を突合した結果、各年度の電力量の削減金額は合致した。

- ☑ 上記の手続8. (1) について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「電力料削減金額算定表」に記載された各年度の電力量の削減金額及び各年度の電力削減見込量と合致した。
上記の手続8. (2) について、「電力料削減金額算定表」と「電力削減量算定資料」を突合した結果、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量は合致した。
上記の手続8. (3) について、「電力料削減金額算定表」と「〇〇年〇〇月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録を突合した結果、「単位当り電力料金額」は合致した。
- ☑ 上記の手続9. について、「基準への適合状況」と「仕損費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の仕損費の削減金額は合致した。
- ☑ 上記の手続10. (1) について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「仕損費削減金額算定表」に記載された各年度の仕損費削減金額と合致した。
上記の手続10. (2) について、「仕損費削減金額算定表」と「新規設備仕損費算定資料」を突合した結果、新規設備の予想仕損費発生額は合致した。
上記の手続10. (3) について、「仕損費削減金額算定表」と「既存設備仕損費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した仕損費発生額は合致した。
- ☑ 上記の手続11. について、「基準への適合状況」と「修繕費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の修繕費の削減金額は合致した。
- ☑ 上記の手続12. (1) について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「修繕費削減金額算定表」に記載された各年度の修繕費削減金額と合致した。
上記の手続12. (2) について、「修繕費削減金額算定表」と「新規設備修繕費算定資料」を突合した結果、新規設備の修繕費発生額は合致した。
上記の手続12. (3) について、「修繕費削減金額算定表」と「既存設備修繕費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した修繕費発生額は合致した。

業務の特質

上記の手続は、会社が行う中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する設備投資計画の確認申請に関連して実施したものであり、全体としての「申請書」又は「基準への適合状況」の各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、「申請書」又は「基準への適合状況」の記載事項について、将来情報の予測の正確性に関する結論や保証を含め、手続実施結果から導かれるいかなる結論の報告も、また保証の提供もしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない。

配布及び利用制限

本報告書は、会社の中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する設備投資計画の確認申請のために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、確認申請以外の目的で配布及び利用されるべきものではない。

(以 上)